

仕 様 書

第1 件 名

令和7年度CO₂排出量予測ツールウェブサイト運営管理業務委託

第2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第3 委託目的

海外都市が環境配慮などサステナブルな取組を強化する中、東京が海外都市との競争に勝ち抜き、MICE誘致をするためには、こうした取組を加速することが重要である。本業務においては、MICE主催者等によるCO₂排出削減等の取組を促すCO₂排出量予測ツール（以下「ウェブサイト」という。）を運営し、主催者等に対し、環境に配慮したMICE開催のための行動を促進していく。

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

第5 ウェブサイト概要

- 1 サイト名 Carbon Footprint Calculator for Business Events in Tokyo
(URL)

<https://sustainable-event.metro.tokyo.lg.jp/>

<https://sustainable-event.metro.tokyo.lg.jp/en>

- 2 言語 日本語・英語

- 3 ターゲットユーザー

- (1) 東京で開催意向・予定のある会議・イベント等の主催者、PCO、企業関係者、ミーティングプランナー
- (2) 誘致検討・開催地絞り込み段階にある会議・イベント等の主催者、企業関係者、ミーティングプランナー

第6 委託内容

- 1 ウェブサイトの管理運営・保守

- (1) ウェブサイトは契約開始と同時に、受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとする。
- (2) 障害が発生した場合は、迅速に対応し、回復すること。

- (3) 財団からウェブサイト運用の疑問や不明な点等の問合せがあった場合、迅速に対応できる体制を整えるとともに、対応の経過及び内容を整理しておくこと。
- (4) ウェブサイトの訴求力、及びユーザビリティの向上を目的に、ウェブサイト内の動線改善やデザイン、SEO対策等を行うこと。その他、修正、追加が必要になった場合は対応すること。

2 システム・サーバー・ドメイン等の運用・保守管理

- (1) 受託者は、ウェブサイト運営が正常に行われるために必要な全てのサーバー保守、データバックアップ、ログ管理、モニタリング等の管理を行うこと。
- (2) サーバーを設置するデータセンターは、24 時間有人監視、監視カメラによる監視、耐震、対火災設備、停電時の自家発電を有する等、安定した稼働が行える環境であること。
- (3) 24 時間 365 日の連続運用を前提とし、安定的に稼働すること。
- (4) システム等（パッケージ等）の定期的なプログラム修正（操作性の改善や修正等軽微なもの）を行い、原則として、常に最新のバージョンとすること。
- (5) 定期的に全体のバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、最終改訂時のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。また、バックアップメディアを適切に管理すること。
- (6) サーバーは、AWS と同等以上の機能を備え、本仕様の内容を満たすものを用いること。
- (7) LGPKI サーバー証明書を更新について、必要な対応を行うこと。

3 セキュリティ対策

- (1) 不正アクセスによる情報の改ざん防止のために、不正アクセス自動検知システムを設置し、データ書換の検出・通知設定を行うこと。
- (2) サイト全体に対してSSLを設置すること。
- (3) OS、ミドルウェアの脆弱性対応作業を年 2 回実施すること。
- (4) 契約金額にはウィルスソフトライセンスを更新する費用を含めること。
- (5) 悪意のある第三者からの攻撃を受けた場合に即時対応できるセキュリティ対策を図っておくこと。

4 テストサイト（ミラーサイト）の設置

更新等がある場合、公開前に財団が事前確認するためのテストサイト（ミラーサイト）を受託者にて設置すること。

5 アクセス解析及び効果測定

- (1) アクセス解析を行う指標を設定し、翌月10日頃までを目途に、設定した指標につい

て、結果の要因分析を十分に行うとともに、分かりやすく図表等にまとめた報告書を提出し、財団に説明を行うこと。

- (2) ユーザーによる測定結果等の蓄積データをエクスポートし、財団にドキュメントで報告すること。
- (3) 毎月のアクセス解析は流入元や数の推移等について調査・要因分析を行うとともに、その結果をもとに、サイトの効果的な活用を促進するための具体的な改善策を提案すること。
- (4) (3) の改善策が、軽微な文言修正等に対応可能な場合、その修正を実施すること。
- (5) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託事業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託事業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作するとともに、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。

6 cookie設定管理ツール(OneTrust) の保守管理

ウェブサイトに導入されている、cookie設定管理ツール(OneTrust) の運用及び保守管理を行うこと。なお、利用料については財団が直接支払いを行うため、契約金額には含めない。

7 障害対応

- (1) 障害発生時または障害発生のおそれがある場合には、原則即時に対応すること。
- (2) 機器及びシステムの障害時に短時間で復旧できるよう体制を整えること。
- (3) 障害等の早期発見に努め、発見した場合は財団へ速やかに報告すること。
- (4) 障害復旧後または障害発生のおそれがあった場合については原因を分析し、同様の障害等が発生しないよう予防措置を講じること。また、原因・影響範囲・対処方法・再発防止策等を取りまとめた障害等報告書を提出すること。

第7 成果物

- (1) ウェブサイトの運用管理に必要な全ての情報をまとめた書面を作成し、令和8年3月中旬までに財団に提出すること。
(内容：サイト設計書、システム仕様設計書、CMS 更新マニュアル、データベース構成図及び機器、セキュリティ対策、財団が運用するにあたり必要なマニュアル 等)
- (2) 当該契約期間内に対応した作業等を全てまとめた報告書。
- (3) ウェブサイトデータを DVD-R 等で3部作成し、財団に提出すること。

第8 実施体制

- (1) 受託者は契約締結後、直ちに委託業務を履行できる体制を整え、その内容を書面にて提出すること。
また、緊急時にも確実な連絡体制とするため、「緊急連絡体制図」を作成し、電話番号・メールアドレス（2つ以上）及び夜間・休日の連絡先を提示すること。
- (2) 受託者の対応時間は、祝日、振替休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、平日午前9時から午後5時45分までとする。ただし、システム障害や不正アクセス、データ改ざんが発生した際は、夜間・休日でも可能な限り速やかに対応すること。
- (3) 受託者は、財団が示す日程に基づき、運用スケジュールを策定し、体制図、連絡体制表、運用業務手順等を定めた「運用保守作業計画書」を作成し、財団の承認を得た上で提出すること。
- (4) 情報セキュリティについて、基準（Pマーク、ISMSの取得または社内規定等）を定め、その基準にそって運用を行うこと。

第9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第10 秘密の保持

受託者は、第9により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第9により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

第11 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」第14に定めるところによる。

＜電子情報処理業務に係る標準特記仕様書＞

https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

第12 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

第 13 個人情報保護等

- (1) 「東京都個人情報取扱事務要綱」及び「保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ」を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様」に定められた事項を遵守すること。
- <東京都個人情報取扱事務要綱>
https://www.tevb.or.jp/jp/20240401_jimutoriyoukou.pdf
- <保有個人情報の安全管理に関する基準イメージ>
https://www.tevb.or.jp/jp/20240401_annzenkannrikijunimeji.pdf
- <個人情報に関する特記仕様>
https://www.tevb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyoyo_0122.doc
- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
- <電子情報処理業務に係る標準特記仕様書>
https://www.tevb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx
- (3) 本件において取り扱う個人情報について、特に以下の事項に留意すること。
- ①当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
 - ②他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスなど) も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (4) 本事業の遂行にあたり第 9 により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者 (あるいは今後取得予定である事業者) であることが望ましい。
- ①一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - ②一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) の認定するプライバシーマークと同程度の認証

第 14 支払方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

第 15 契約更新

本委託業務にかかる契約は、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、受託者との合意のもと 1 年間を単位として最大 2 回まで本契約を更新することができる。

更新を検討するにあたって財団において評価会を実施するため、別途業務報告書を提出すること。更新後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

契約更新にあたっては、当該年度における東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立するとともに、財団収支予算が財団評議員会で承認された場合において、確定するものとする。

第16 その他

- (1) 受託者は、業務従事者に対して受託業務に関連する事項について必要な研修を行うとともに、常時必要に応じて業務従事者への指導にあたること。また、業務従事者が円滑に業務を処理することができるよう支援体制を整備すること。
- (2) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては財団と協議のもと進めること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (4) ウェブサイトの運用・保守管理に当たっては、別紙1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」及び別紙2「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」を参照の上、同基準に準じること。準拠しない範囲については、事前に財団の承認を得ること。
- (5) 本委託に関するデータ類は、本事業の目的以外に使用してはならない。また、委託業務の過程で知り得た情報等については、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、資料の処分などについては事前に財団の承認を得ること。
- (6) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意する。また、新規受託業者が本サイトの更新・運営管理を円滑に進めるために必要な情報提供及び対応は、速やかに行うこと。
- (7) 障害・事故等が発生した場合は、直ちに財団へ連絡後、速やかにこれを処理し書面で報告を行うこと。
- (8) 財団が必要と認めるときは、受託者と協議のうえ、本契約の内容を変更することができる。
- (9) 財団からの情報セキュリティに関する調査等の求めに応じて、以下のとおり対応すること。
 - ① 調査依頼への協力
財団から依頼する情報セキュリティに関する調査依頼に対して全面的に協力すること。
 - ② 調査実施後の指摘事項の対応
指摘事項のあった場合は、その重要度に応じて、優先順位の指定のある場合はそ

れに従い、財団と相談の上、対応を検討すること。

- (10) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (11) 本契約は、令和7年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和7年度の財団の収支予算が令和7年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団
コンベンション事業部
電話 03-5579-2684